

平成28年3月28日

# 教育委員会第3回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第3回定例会記録

◇開会年月日 平成28年3月28日（月曜日）  
午後 2時59分開会  
午後 3時51分閉会

◇開催の場所 第1・第2議会委員会室

◇出席委員 4名

委員（委員長職務代行者） 津嶋ユウ君 委員 今井多貴子君  
委員 窪木好文君 教育長 境直彦君

◇欠席委員 1名

委員長 阿部邦英君

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	草刈敏雄君	事務局 次長	末永秀夫君
事務局 次長 （震災復興担当）	太田敏彦君	教育総務課 長	佐々木貞義君
学校教育課 長	今泉良正君	学校安全推進課 長	伊藤雄君
学校管理課 長	三浦司君	生涯学習課 長兼 複合文化施設 開設準備室 長	佐藤徳郎君
体育振興課 長	佐藤敏彦君	学校整備施設 長	高橋正能君

◇書記

教育総務課 長 補佐	石井透公君	教育総務課 幹 教主任	加藤陽子君
教育総務課 長 主任	熱海照郎君		

◇付議事件

一般事務報告  
・教育長報告

- ・石巻市特定事業主行動計画について
- ・市立高等学校生徒の政治活動における生徒指導の見直しについて
- ・交通事故の和解及び損害賠償額の決定について

#### 報告事項

報告第3号 専決処分の報告について

専決第6号 平成27年度石巻市一般会計補正予算（第8号）  
（教育委員会の事務に係る部分）

#### 審議事項

- 第11号議案 石巻市学校図書館担当職員設置要綱
- 第12号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則
- 第13号議案 石巻市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則
- 第14号議案 石巻市立高等学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則
- 第15号議案 石巻市教育委員会教育長の営利企業等への従事の許可に関する規則の一部を改正する規則
- 第16号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令
- 第17号議案 石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱の一部を改正する訓令
- 第18号議案 石巻市立学校の授業料等口座振替実施要綱の一部を改正する訓令
- 第19号議案 石巻市立小中学校事務共同実施推進協議会運営要綱の一部を改正する訓令
- 第20号議案 石巻市立門脇小学校統合・再編等計画策定検討委員会設置要綱を廃止する告示

#### その他

午後 2時59分開会

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） それでは、ただいまから平成28年第3回定例会を開会いたします。

本日の会議は、阿部委員長が欠席のため、職務代行者の私が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

---

#### 会議録署名委員の指名

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） まず、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、窪木委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 教育長報告

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が4件、報告事項の専決処分の報告が1件、審議事項が10件及びその他となっております。

では、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、私から各学校の状況、石巻市議会第1回定例会、それから市立高等学校入学者選抜状況、大川小学校関係について報告いたします。

幼稚園、小・中・高等学校等、卒業式、修了式等を終了いたしまして、学年末休業期間に入っております。各校・園ともすばらしい儀式的行事を行っていただきました。

さて、4月1日付け人事異動は25日に発表がありました。新年度は辞令交付式が1日に各関係公署で、市関係では関係職員の辞令交付式が1日に、新任教職員の着任式が4日に、新任校長・教頭等研修会を5日に、定例であります幼稚園長、こども園長、小・中・高等学校長会議は4月13日に行う予定となっております。

次に、2月16日に開会しました市議会第1回定例会は3月16日に閉会いたしました。内容につきましては、この後にも報告いたしますが、私から概要をお話し申し上げます。

始めに、平成28年度石巻市一般会計予算ですが、教育関係では10款教育費の総額で96億5,310万9,000円、前年比19億8,381万1,000円の減となっています。また、11款災害復旧費のうち公立学校施設災害関係費の教育関係では67億5,362万9,000円、前年比で58億2,795万

7,000円の増となっています。内容では、教育指導奨励費、教育支援事業費、文教施設災害復旧費、来年度は門脇中学校、湊中学校のプールの改築事業、蛇田中学校屋内運動場の改修事業費等、それに社会教育施設費などで増となっております。

次に、一般質問が行われました。17名の議員から通告があり、4日間にわたり質疑を行っております。教育関係では、学校の統廃合について、田代島自然教育センターを廃止した理由について、湊公民館廃止後の計画について、臨時職員の採用状況について、学校給食を通じた食育について、人口減少対策として病気の予防におけるがん教育とか教育面での実践について、子供の健康・体力と食育の関連について、齋藤氏庭園の整備状況についてという内容でありました。

次に、平成28年度市立高等学校入学者選抜結果について報告いたします。桜坂高等学校では、学励探究コースが120名の定員で65名、キャリア探究コースが80名の定員で78名となり、定員をそれぞれ55名、2名と合計57名、下回ってしまいました。

なお、入学式は4月8日に行われます。

次に、大川小学校関連では、証人尋問が4月8日と21日に開かれる予定となっております。

以上でございます。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ただいまの報告に対して、ご質問等ございませんか。  
（「ありません」との声あり）

---

#### 石巻市特定事業主行動計画について

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） では、次に、石巻市特定事業主行動計画について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、石巻市特定事業主行動計画についてご報告を申し上げます。

別冊1をご覧ください。

本計画は、平成27年に制定された女性の就業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、市長、教育委員会、議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員及び農業委員会が平成28年度から平成30年度までの特定事業主行動計画を共同で策定し、平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

本計画につきましては、女性の就業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展及び国民の需要の多様化等に対応できる、豊かで活力ある社会の実現を目的と

して策定されたもので、管理的地位にある女性職員の登用、仕事と家庭の両立に関する支援に重点を置き計画を推進していくこととしております。それぞれの項目の詳細につきましては別冊1をご覧くださいたく、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

なお、計画を推進するためには、計画の実施状況を把握点検できる体制を整えるとともに、その対策や計画の見直しに反映させる必要があることから、前年度の取組状況をホームページへの掲載等により公表することといたしました。

以上で、一般事務報告を終わらせていただきます。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ただいまの報告に対して、ご質問等ございませんか。

（発言する者なし）

---

#### 市立高等学校生徒の政治活動における生徒指導の見直しについて

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） では、次に、市立高等学校生徒の政治活動における生徒指導の見直しについて、学校教育課長から報告をお願いいたします。

○学校教育課長（今泉良正君） それでは、市立高等学校生徒の政治活動における生徒指導の見直しについてご説明申し上げます。

表紙番号2の1ページをご覧くださいます。

今般の公職選挙法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は有権者として選挙権を有し、また、選挙運動等を行うことが認められることになりました。つきましては、今回の改正を受け、これまで高等学校における政治的教養の教育と生徒による政治的活動等についての指針となっていた、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」が廃止され、新たな指針として、平成27年10月29日付け27文科初第933号「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」が通知されましたので、学校においては同通知の趣旨を踏まえ、校則や生徒心得等の規則について精査し、内容を整理した上で生徒、保護者等に周知するなど、適切に対応願うよう通知することになりますので、ご報告を申し上げます。

以上です。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ただいまの報告に対して、ご質問等ございませんか。

（発言する者なし）

---

#### 交通事故の和解及び損害賠償額の決定について

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） では、次に、交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、生涯学習課長から報告をお願いいたします。

○生涯学習課長兼複合文化施設開設準備室長（佐藤徳郎君） それでは、交通事故の和解及び損害賠償額の決定についてご報告申し上げます。

平成27年10月15日、午前6時52分ごろ、生涯学習課主幹が石巻市給分浜の遺跡発掘調査に向かうため、公用車にて北鰯山公用車第3駐車場を出立し、石巻市総合体育館北側の丁字路を左折する際に、右からの直進車両と車両同士が接触した事故であります。相手方車両は車両側面のすり傷、へこみ、市側の公用車はバンパーの擦傷、へこみがあり、またウインカーカバーを破損いたしました。今回の事故は走行中の車両同士が接触したため双方に過失があり、市側の過失割合を9割、相手方の過失割合を1割と認め、損害賠償として市側は59万4,000円を相手側に支払い、相手側は1万2,243円を市側に支払うことで、平成28年2月18日に示談が成立いたしました。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ただいまの報告に対して、ご質問等はございませんか。

（発言する者なし）

---

### 報告第3号 専決処分の報告について

#### 専決第6号 平成27年度石巻市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会の事務に係る部分）について

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） では、次に、報告事項に入ります。報告第3号 専決処分の報告についての専決第6号 平成27年度石巻市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、報告第3号 専決処分の報告についてのうち、専決第6号 平成27年度石巻市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会の事務に係る部分）についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成28年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により2月19日付で異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。今回の補正予算は、主

に各種事務事業における執行残見込額及び歳入予算額の確定等による予算の整理を行うものでございます。

なお、本補正予算につきましては、3月16日付けで石巻市議会第1回定例会において可決されております。

それでは、別冊2の1ページから3ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正前の額から歳入歳出それぞれ5億4,445万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億1,693万4,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、26ページをご覧ください。

各項には人件費に係る補正予算を計上しておりますが、これは給与改定に伴う人件費の調整でございますので、説明を省略させていただきます。

第10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導奨励費の1、奨学資金費で3,425万円を減額しておりますが、これは奨学金貸与人数の確定によるものでございます。次に、6目奨学資金基金費に676万9,000円を計上しておりますが、これは震災孤児に対する奨学資金として寄せられました寄附金を同基金に積み立てるものでございます。

次に、28ページをご覧ください。

2項小学校費、3目学校建設費の3、鹿又小学校屋内運動場改築事業費で5,809万9,000円を減額しておりますが、これは改築計画に変更が生じたため測量業務を除く事業費を減額し、平成28年度当初予算に改めて計上したものでございます。

次に、4目東日本大震災関係費のうち被災児童通学支援事業費で4,600万円を、32ページ、3項4目東日本大震災関係費のうち被災生徒通学支援事業費で5,800万円を減額しておりますが、これは仮設住宅循環バスの運行実績のほか少人数路線をタクシー輸送に変更したことなどによるものでございます。

次に、28ページにお戻り願います。

3蛇田小学校校舎増築事業費で3,600万円を減額しておりますが、これは児童数の推計により教室の増築は行わないと判断したことによるものでございます。

次に、30ページをご覧ください。

5小学校防災機能強化事業費で5,337万2,000円を減額しておりますが、これは東浜小学校及び飯野川小学校における屋内運動場吊り天井改修工事業費確定によるものでございます。

次に、40ページをご覧ください。

7項保健体育費、8目東日本大震災関係費のうち学校給食センター建設事業費に3,400万円



を計上しておりますが、これは（仮称）石巻東学校給食センターで使用する備品等の購入について、不足分を増額措置したものでございます。

次に、継続費についてご説明申し上げますので、44ページをご覧ください。

蛇田小学校屋内運動場改築事業につきましては、財源内訳の変更を行うものでございます。また、雄勝地区小学校統合移転新築事業ほか5事業につきましては、国庫支出金や東日本大震災復興交付金の確定に伴う事業費の変更であり、継続費総額及び年割額の補正を行うものでございます。

次に、繰越明許費についてご説明申し上げますので、50ページをご覧ください。

教職員住宅改修事業ほか8事業につきましては、工事変更や追加等が生じ事業実施のスケジュール上、年度内に完了しないため繰越明許費を設定するものでございます。

次に、歳入につきましては、事業費の確定などによる歳出予算とあわせた整理がほとんどでありますので、それ以外の事項についてご説明申し上げます。

4ページにお戻り願います。

12款分担金及び負担金、1項負担金、7目教育費負担金の2、特別支援教育共同実習所運営費他市町負担金に36万3,000円を計上しておりますが、これは女川町から通所者1名を受け入れたため負担金を措置したものでございます。

次に、17ページをご覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、3目教育費寄附金に676万9,000円を、4目災害復旧費寄附金に40万3,000円を計上しておりますが、これらは奨学資金費寄附金及び学校教育のための寄附金として申出のありました寄附金を措置したものでございます。

次に、20ページをご覧ください。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、6目教育費貸付収入に1,177万1,000円を計上しておりますが、これは奨学資金貸付金の滞納繰り越し分及び繰り上げ償還分の収入済額を措置したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ただいまの説明に対して、ご質疑等はございますか。

（「なし」との声あり）

---

#### 第11号議案 石巻市学校図書館担当職員設置要綱

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） では、次に、審議事項に入ります。

まず、第11号議案 石巻市学校図書館担当職員設置要綱を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いいたします。

○学校教育課長（今泉良正君） それでは、私から第11号議案 石巻市学校図書館担当職員設置要綱の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、これまでは高等学校の学校図書館にのみ臨時職員を配置し、特に要綱等の定めはありませんでしたが、平成28年度より石巻市立小中学校に学校図書館担当職員、学校司書を配置することに伴い、学校司書の取扱いについて明確化を図るため要綱の制定を行おうとするものです。

表紙番号1の5ページから6ページをご覧ください。

始めに、第1条は趣旨について規定したものであります。第2条は配置について、第3条は職務について、第4条は任用について、第5条は賃金について、第6条は勤務日及び勤務時間について、第7条は休憩時間について、第8条は休暇について、第9条は研修について、第10条は懲戒等について、第11条は退職について、第12条はその他について規定したものです。

次に、附則でございますが、本要綱の施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） ちょっと確認なんですけれども、学校司書に応募する資格はあるのでしょうか。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（今泉良正君） 応募する資格につきましては、図書館司書資格を持っている人ということにはしておりますが、ただ、それでは応募者が集まりませんので、資格がなくても可にはしております。ただ優先的に、司書の資格を持っている方を採用するというようにしております。

○委員（今井多貴子君） ということは、一般の学歴などいろいろありますよね。例えば学校の教員資格は持っているけれども教員をしたことがない人など、どの辺まで応募資格の幅を広げ募集しようとお考えでしょうか。

○学校教育課長（今泉良正君） 教員等の資格を持っていなくても可にしております。

○委員（今井多貴子君） 可なんですか。

○学校教育課長（今泉良正君） はい。

○委員（今井多貴子君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 私からも1つ、よろしいでしょうか。

6ページの第11条「学校司書は任期の満了により退職するものとする」という、その任期というのはどういうふうに定められているのか教えてください。

学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（今泉良正君） 1年と規定しております。1年更新になります。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 1年更新ですね。分かりました。

ほかにご質疑等ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） では、ないようでしたら、第11号議案 石巻市学校図書館担当職員設置要綱は原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 異議がありませんので、第11号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第12号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 次に、第12号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、ただいま上程されました第12号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が平成27年4月1日に施行されたことから、同規則を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の7ページ、あわせまして表紙番号3の新旧対照表の1ページをご覧ください。

始めに、第42条は補助執行事務について定めたものでございますが、新制度における教育長に対して補助執行させることができないことから「教育長が補助執行を受けた事務」と定めていたものを「事務局長が補助執行を受けた事務」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項は本規則の施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

次に、附則第2項は経過措置について定めるものであり、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第2条第1項により、施行の際に現に在職する教育長については、教育委員としての任期中に限り従前の例により在職することから、本規則の第42条の改正規定は適用しないこととするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ないようでしたら、第12号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 異議がありませんので、第12号議案については原案のとおり可決いたします。

---

### 第13号議案 石巻市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 次に、第13号議案 石巻市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、ただいま上程されました第13号議案 石巻市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、行政不服審査法の全部改正が平成28年4月1日に施行されることに伴い、関連する規程の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の8ページ、あわせまして表紙番号3の新旧対照表の2ページから3ページをご覧ください。

始めに、様式第2号中の審査請求期間について「60日以内」と定めていたものを「3か月以内」に改め、あわせて文言の整理を行うものでございます。

次に、附則でありますが、附則第1項は施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

次に、附則第2項は経過措置について定めるものであり、この規則の施行前にされた処分その他の行為に係る不服申し立てについては、なお従前の例とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ないようでしたら、第13号議案 石巻市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 異議がありませんので、第13号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第14号議案 石巻市立高等学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 次に、第14号議案 石巻市立高等学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

○学校教育課長（今泉良正君） それでは、私から第14号議案 石巻市立高等学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本案は、本規則の制定目的における根拠となる法律の規定、地方公務員法第40条が削除されましたが、経過措置により現在実施している勤務成績の評定を引き続き実施するために、根拠規定を改めるために改正するものです。

それでは、条文に従いましてご説明いたしますので、表紙番号1の9ページ、あわせて表紙番号3、規則等新旧対照表の4ページをご覧ください。

第1条、目的について「地方公務員法第40条第1項の規定に基づき」を「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）附則第3条第1項の規定に基づき、なお従前の例により」に変更するものです。

次に、第2条第1項中「法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に変更するものです。

次に、附則であります本規則の施行期日を平成28年4月1日とするものです。

以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ないようでしたら、第14号議案 石巻市立高等学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 異議がありませんので、第14号議案については原案のとおり可決いたします。

---

**第15号議案 石巻市教育委員会教育長の営利企業等への従事の許可に関する規則の一部を改正する規則**

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 次に、第15号議案 石巻市教育委員会教育長の営利企業等への従事の許可に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、ただいま上程されました第15号議案 石巻市教育委員会教育長の営利企業等への従事の許可に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員法の一部が改正され平成28年4月1日に施行されることに伴い、同規則を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の10ページ、あわせて表紙番号3の新旧対照表の5ページをご覧ください。

法改正により従事することが制限される営利企業の内容が定義づけられ「営利企業等への従事制限」としていたものを「営利企業への従事等の制限」と改められたことから、本規則についても題名を「石巻市教育委員会教育長の営利企業等への従事等の許可に関する規則」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

（「ありません」との声あり）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ないようでしたら、第15号議案 石巻市教育委員会教育

長の営利企業等への従事の許可に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長職務代行者(津嶋ユウ君) 異議がありませんので、第15号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第16号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

○委員長職務代行者(津嶋ユウ君) 次に、第16号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長(佐々木貞義君) それでは、ただいま上程されました第16号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員法の一部が改正され平成28年4月1日に施行されることに伴い、関連する規程の整備とあわせて文言の整理を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明を申し上げますので、表紙番号1の11ページ、あわせて表紙番号3の新旧対照表の6ページをご覧ください。

始めに、第1条は条文中の文言の整理を行うものでございます。

次に、別表は地公法の改正により学校教育課長の専決事項として「営利企業等の従事許可等」と規定していたものを「営利企業への従事等の許可等」に改めるものでございます。

次に、附則でありますが施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長職務代行者(津嶋ユウ君) ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

(「ありません」との声あり)

○委員長職務代行者(津嶋ユウ君) ないようでしたら、第16号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長職務代行者(津嶋ユウ君) 異議がありませんので、第16号議案については原案のとおり可決いたします。

---

#### 第17号議案 石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱の一部を改

## 正する訓令

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 次に、第17号議案 石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱の一部を改正する訓令を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、ただいま上程されました第17号議案 石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が平成27年4月1日に施行されたことから、同要綱を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の12ページ、あわせて表紙番号3の新旧対照表の7ページをご覧ください。

始めに、第2条第1項第3号は、教育委員会が行う点検及び評価の対象事務について定めたものでございますが、新制度における教育長に対して補助執行させることができないことから「教育長が処理する補助執行事務」と定めていたものを「事務局長が処理する補助執行事務」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項は、本要綱の施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、経過措置について定めるものであり、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第2条第1項により、施行の際に現に在職する教育長については、教育委員としての任期中に限り従前の例により在職することから、本要綱の第2条第1項第3号の改正規定は適用しないこととするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

（「なし」との声あり）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ないようでしたら、第17号議案 石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 異議がありませんので、第17号議案については原案のとおり可決いたします。



---

**第18号議案 石巻市立学校の授業料等口座振替実施要綱の一部を改正する訓令**

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 次に、第18号議案 石巻市立学校の授業料等口座振替実施要綱の一部を改正する訓令を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） ただいま上程されました、第18号議案 石巻市立学校の授業料等口座振替実施要綱の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、これまで本要綱に基づく様式により口座振替の手続を行ってききましたが、取扱金融機関が定める様式により手続を行うことも可能とするものであります。

また、授業料等の口座振替納付済通知書につきましては、当該年度に納付した授業料等の納付額を一括して納入者へ送付してきましたが、口座振替の結果は預金通帳への記帳により納付額を確認することができることから、口座振替納付済通知書を廃止しようとするものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の13ページ、あわせまして表紙番号3の新旧対照表の8ページをご覧ください。

始めに、第3条に第5項として、取扱金融機関が定めている取扱いにより口座振替の手続ができる旨を規定するものであります。

次に、振替納付済通知書について規定している第9条を削り、第10条を第9条に、第11条を第10条にするものであります。

次に、様式第20号及び様式第21号を削除するものであります。

次に、附則でございますが、本要綱の施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

（「なし」との声あり）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ないようでしたら、第18号議案 石巻市立学校の授業料等口座振替実施要綱の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 異議がありませんので、第18号議案については原案のとおり可決いたします。

---

第19号議案 石巻市立小中学校事務共同実施推進協議会運営要綱の一部を改正する訓令

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 次に、第19号議案 石巻市立小中学校事務共同実施推進協議会運営要綱の一部を改正する訓令を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、ただいま上程されました第19号議案 石巻市立小中学校事務共同実施推進協議会運営要綱の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成26年度から3か年計画により市内全地区で本格実施することとしていた学校事務の共同実施について、計画どおり平成28年度から全ての地区で本格実施が開始されるに当たり、本協議会に各共同実施組織を相互に連携する組織を新たに設置し、共同実施に関する課題の調査、整備等を行うため、同要綱の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の14ページ、あわせまして表紙番号3の新旧対照表の9ページから10ページをご覧ください。

初めに、第8条を第11条とし、第7条を第10条とし、第6条の次に、次の3条を加えようとするものでございます。第7条は、石巻市立小中学校事務共同実施組織連絡会の設置について規定するものでございます。次に第8条は、連絡会の代表責任者及び副代表責任者について規定するものでございます。次に第9条は、連絡会の会議等について規定するものでございます。次に、附則でございますが、本要綱の施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますか。

（「なし」との声あり）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ないようでしたら、第19号議案 石巻市立小中学校事務共同実施推進協議会運営要綱の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 異議がありませんので、第19号議案については原案のとおり可決いたします。

---

第20号議案 石巻市立門脇小学校統合・再編等計画策定検討委員会設置要綱を廃止する告示

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 次に、第20号議案 石巻市立門脇小学校統合・再編等計画策定検討委員会設置要綱を廃止する告示を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、ただいま上程されました第20号議案 石巻市立門脇小学校統合・再編等計画策定検討委員会設置要綱を廃止する告示についてご説明申し上げますので、表紙番号1の15ページをご覧ください。

当委員会につきましては、東日本大震災で被災した門脇小学校の統合・再編等に関する計画を策定するに当たり、市民や学校現場の声を反映させることを目的として平成24年度に設置しておりましたが、既に役割を終えていることから当委員会の設置要綱を廃止するものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） ないようでしたら、第20号議案 石巻市立門脇小学校統合・再編等計画策定検討委員会設置要綱を廃止する告示は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 異議がありませんので、第20号議案については原案のとおり可決いたします。

---

その他

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、各委員からございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） ちょっと先ほど聞かないでしまったことが1点あるので、確認のために教えていただきたいのですが、表紙番号2の1ページ「高校生徒による政治的活動等につ

いて」のところですが、表中の「教育委員会及び学校の判断」という列D Eの行なんです、3つに分かれて、禁止しない、制限する、制限なしというようになっているんですが、この意味を教えてください。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（今泉良正君） それでは、まず放課後や休日等における学校での選挙運動、政治的活動について、管理上の支障がある場合は禁止する。それから放課後、休日等における選挙運動や政治活動、これが学業や生活に支障がある場合は制限する。放課後や休日等に学校外で生徒の選挙運動や政治的活動を行う場合には制限をしない。このことについて報告等を、宮城県としては求めない。ただ、学校の規則等で、各学校ごとに検討してくださいということになると思います。

以上です。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 今井委員、よろしいでしょうか。

○委員（今井多貴子君） ちょっと具体的にまだ始まっていないので、どういうことが起きるのかはわからないんですが、このD行の「制限する」、学業や生活等に支障がある場合は制限しますよという「制限する」という意味合いがちょっとわからないんです。こういう場合の制限、後ろの2ページの「2各学校の対応（校則等の規則の見直し）について」の②のところもそうなんですけれども、囲み点中の「放課後や休日等における学校の……」と書いてあるところなんです、制限するのはやはりその学校内の校長先生ということになりますよね、全てにおいて。

（「そうですね」との声あり）

○委員（今井多貴子君） 教育委員会ではなくて、学校内の校長先生の責任において制限をしていくという捉え方でよろしいですか。

○学校教育課長（今泉良正君） 当然、教育委員会と相談することもあるかとは思いますが、宮城県としては、県立高校では校外に関しては届け出を不要というような通知はしております。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） よろしいでしょうか。

○委員（今井多貴子君） ありがとうございます。

○委員長職務代行者（津嶋ユウ君） 今後またいろいろと、今後のことなのでいろいろ出てきたときに適切な対応をしていくということは求められてくると思いますけれども、よろしいですか。

そのほかにございませつか。

(発言する者なし)

○委員長職務代行者(津嶋ユウ君) では、各課長からございませんか。

学校教育課長。

○学校教育課長(今泉良正君) 平成28年度の「学校教育の方針と重点」が出来上がりましたので、是非ご覧いただきたいと思います。

5ページから21ページまでは、それぞれの主な事業の概要についてであります。特に来年度につきましては、新規の事業もございます。サイエンスラボ事業等も記載してあります。それから各委員会、研修会等の一覧とあと行事予定等もご覧いただきたいと思います。

○学校安全推進課長(伊藤 雄君) 委員さん方にお配りした袋に入れさせていただきました防災副読本ですが、今年度、見直しを行いました。厚いものが3冊と薄いものが3冊あります。厚いほうは新1年生、新4年生、中学校1年生に配るものでございます。それから、薄いほうは小学校2年生、3年生に既に渡してあるものとあわせて使うという追補ということをつくっております。今までは地震とか火災に特化しておったんですが、新たにそれ以外の石巻の復興や原子力も取り入れて、副読本ということで作成しました。

以上でございます。

○委員長職務代行者(津嶋ユウ君) ありがとうございます。有効に活用されていくことを願っています。

ほかに各課長、ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長職務代行者(津嶋ユウ君) それでは、ないようでしたら、次回の定例会の日程についてお願いします。

○事務局(石井透公君) 次回、4月の定例会につきましては、4月28日木曜日、午後3時から開催する予定でございます。当初1時半の予定でしたが、午後3時に変更になっておりますので、ご理解願います。場所につきましては、市役所本庁舎4階庁議室で開催いたします。よろしく願いいたします。

○委員長職務代行者(津嶋ユウ君) 時間が変更になっているということです。

では、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 3時51分閉会

教育委員長職務代行者 津 嶋 ュ ウ  
署 名 委 員 窪 木 好 文